

伊豆の国市告示第85号

伊豆の国市温泉旅館オフィス化事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

伊豆の国市長 山下 正 行



伊豆の国市温泉旅館オフィス化事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、異業種間連携等により地域資源を最大限に活用した新たなサービスの創出を促進するとともに、地域の課題解決及び経済の活性化に寄与するため、温泉旅館オフィス化事業を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 温泉旅館オフィス化事業 中小企業者等がモデル旅館内の居室（以下「オフィス」という。）を活用し、企業活動を行う事業をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、特別の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人を含む。）であってその直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。
- (3) モデル旅館 県が推進する伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクトの温泉旅館オフィス入居促進事業において、旅館・ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む施設をいう。以下同じ。）の一部を活用し、地域課題解決と地域経済の活性化に寄与する企業

等の活動の拠点づくりに先進的に取り組む者として、静岡県知事に選定された旅館・ホテルをいう。

第3 補助対象者

補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) モデル旅館のオフィスに入居しようとする中小企業者等であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

2 第3の1の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 代表者、役員等が伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者である場合
- (2) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者である場合
- (3) この補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）に対してオフィスを使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と、申請者との関係が次のアからウまでのいずれかである場合
 - ア 賃貸人等が、申請者の常勤の役員又は申請者と同じ者を常勤の役員とする法人である場合
 - イ 賃貸人等が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人を含む。）をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合
 - ウ 賃貸人等が、申請者の常勤の役員等の配偶者若しくは三親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは三親等内の血族若しくは姻族を常勤の役員とする法人である場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

第4 補助対象経費

補助対象経費は、オフィスの賃借料（オフィスに付随する駐車場賃借料を含む。）とする。ただし、共益費、管理費、敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。

第5 補助率（額）

補助率（額）は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、月額7万5,000円を限度とする。ただし、補助対象経費を同じくする国、県及び市並びにこれらに準ずる団体等の補助金等の交付を受けている、又は交付が見込まれており、その補助金等の合計が補助対象経費を超えるときは、その超える額を控除した額を補助する。

第6 補助対象期間等

補助対象期間はオフィスの賃借開始日の属する月から起算して1年間を限度とし、各年度における補助金の交付は当該年度の4月1日から3月31日までに支払うオフィスの賃借料を対象とする。

第7 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（様式第3号）
- エ オフィス賃借計画書（様式第4号）
- オ 収支予算書（様式第5号）
- カ 市税等の滞納がないことを確認できる書類
- キ オフィスの図面及び写真
- ク オフィスの賃貸借契約の内容を確認することができる書類
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第8 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない

こと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後3年間において、毎年度終了後15日以内に、補助事業に係る過去1年間の成果状況を様式第6号による成果報告書により市長に報告しなければならないこと。

第9 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書 (様式第7号)
- (2) 変更事業計画書 (様式第3号)
- (3) 変更収支予算書 (様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

第10 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第8号)
- イ 事業実績書 (様式第3号)
- ウ オフィス賃借実績書 (様式第4号)
- エ 収支決算書 (様式第5号)
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日 (第8の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日) 又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第11 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第9号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

様式第1号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

温泉旅館オフィス化事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

名称

代表者

電話番号 ()

年度において温泉旅館オフィス化事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額

金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 -

円 = 円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓約書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

名称

代表者

（署名又は記名押印、法人の場合は記名押印）

温泉旅館オフィス化事業費補助金の申請に当たり、以下の事項を含め、交付要綱に従っていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

【補助対象要件等に係る誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- 1 モデル旅館のオフィスに入居予定で、中小企業者等に該当します。
- 2 市税等の滞納はありません。
- 3 交付要綱第8に示す交付の条件を遵守します。
- 4 申請に係る経費に関し、交付要綱第3の2(3)に示す自己取引、親子会社間取引等、同一性が疑われる取引を行っていません。
- 5 記載事項、提出書類等の内容に虚偽はありません。
- 6 申請者は、市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じます。

【暴力団の排除に係る誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 申請者

(フリガナ) 企業名	
(フリガナ) 代表者名	
所在地	〒 — 電話番号 FAX番号
従業員数	人
主たる業務内容	
連絡担当者	職・氏名： E-mailアドレス：

2 新たに入居するオフィスの概要

(フリガナ) オフィス名	
賃借開始日	年 月 日
所在地	〒 — 電話番号 FAX番号
業 種	
オフィスにおける 業務内容	
配置人数	計 人 ※当該オフィスに配置する人数について記載すること。
常勤の役員等	人
常勤被雇用者	人（うち正規雇用者数 人）
その他	人

(注1) 変更事業計画書の場合は、変更前の内容を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記載すること。

(注2) 賃借開始日は、賃貸借契約に基づき賃借料が最初に発生する日を記載すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

オフィス賃借計画書（変更オフィス賃借計画書、オフィス賃借実績書）

1 賃貸借契約の内容等

所有者	
オフィス面積	m ² ※オフィスの延べ床面積を記載すること。
契約相手方	氏名・名称 住所 連絡先（電話番号など）
管理者名	氏名・名称 住所 連絡先（電話番号など）
賃借料に含まれる オフィス以外の附帯施設	
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
賃借開始日	年 月 日
利用開始年月日	年 月 日
賃借料	円 ※月単位（月単位以外の場合は契約した期間単位）で記載すること。

（注1） 契約書等の根拠書類を添付すること。

（注2） 同一のオフィスに係る賃貸借契約を更新し、又は再締結した場合であっても、賃借開始日は変更しないものとする。

2 オフィスの賃借料に係る補助金

補助対象期間	年 月 日～ 年 月 日
補助金交付申請額 （年度額計）	円

（注） 日割りなど賃借開始日の属する月の賃借料が月当りの賃借料と異なる場合等は、別途計算書類を添付すること。

様式第5号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

様式第6号（用紙 日産業規格A4縦型）

成果報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

名称

代表者

年度に実施した温泉旅館オフィス化事業に関して、現在の事業状況を次のとおり報告します。

1 補助金確定額（総計）	
2 オフィスへの入居状況	入居中・退去済（ 年 月退去）
3 オフィスにおける業務内容	・ ・ ・
4 3の業務のうち、市内企業・自治体等からの受注または市内で実施した案件	・ ・ ・
5 オフィスでの売上額	万円 (直近の決算期： 年 月 決算時点)
6 オフィスでの配置人数	計 人 うち正規雇用 人 (直近の決算期： 年 月 決算時点)

(注1) 5については概算でも構わない。

(注2) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

名称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた温泉旅館オフィス化事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地
名称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた温泉旅館オフィス化事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた温泉旅館オフィス化事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地

名称

代表者

印

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第10号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

所在地
名称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた温泉旅館オフィス化事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名